

医療安全管理指針

本安全管理指針は、加賀市医療センターが提供する医療が、患者や家族にとって、安全かつ適性で良質なものであるために、医療事故防止対策及び医療事故発生時の対応方法について定め、当院の医療安全管理体制の確立と医療安全管理活動を推進するためのものである。

1. 安全管理に関する基本的な考え方

良質で安全な医療を提供するために医療安全管理体制の確立を図り、職員全員が医療事故防止の必要性和重要性を自分自身の課題と認識して、医療事故防止に努める。

2. 安全管理のための委員会に関する基本方針

医療安全管理体制の確保及び推進を図るために、医療安全管理対策委員会を設置する。

3. 安全管理の体制確保のための職員研修に関する基本方針

職員個々の安全意識の向上を図るために、医療安全管理研修会を年2回以上開催する。

4. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

- 1) 患者の生命及び健康と安全を最優先に考え、院内の総力を結集して救命と被害の拡大防止に努める。
- 2) 事故の状況など速やかに所属長に報告し、医療安全管理規定で定められた手順に従い医療事故報告を行う。
- 3) 患者及び家族への説明は、速やかに行い誠意を持って対応する。
- 4) 医療事故の経過は、経時的に事実のみ客観的かつ正確に記録する。

5. 安全管理のための医療事故等の院内報告制度に関する基本方針

インシデント・アクシデント事例を収集し、分析することにより問題点を把握し組織としての改善策を講じ見直す。

6. 医療従事者と患者との間の情報共有に関する基本方針

職員は、積極的に患者との情報共有に努めると共に、患者及び家族から情報の閲覧の求めがあった場合にはこれに応じる。

7. 患者からの相談への対応に関する基本方針

患者相談窓口との連携を図り、患者及び家族からの医療に纏わる意見、相談等に応じ迅速に対応する。

8. 医療安全推進のために必要な基本方針

安全かつ高度な医療を提供するために、医療安全管理マニュアルを策定し医療安全の強化充実に努める。

9. 医療安全対策地域連携のための基本方針

複数の医療機関と連携し、医療安全対策に関する評価を行い、地域医療連携医療機関内の医療安全対策の充実に努める。

平成28年4月1日作成

平成30年4月1日改正

令和3年4月1日改正